

相 談 事 例

ID：07-01-005

相談タイトル

亡くなった兄の所有していた建物について

Q：ご相談内容

相談者の兄が80代で亡くなり、所有していた建物がそのまま放置され老朽化が著しい状況。

古い建物なので他人に貸したりはできる状態ではない。

現在、その建物の所有者は県外在住の兄の子どもで、相談者はその建物の近隣に住んでいるため、空き家状態になっている建物が気になっている。

近所の方からも建物外部が飛散する恐れがあり危ないなどの連絡がくる。建物の中には家財道具等が残っている様子で、簡単に解体することも出来ず、危険な状況が続いている。どのように対応したら良いか聞きたい。

A：回答

所有者が明確になっていますので、基本的には現所有者の方に状況を伝え、対応して貰うこととなります。また、相談者の方が所有者の承諾無しに勝手に解体等を進めることは、たとえ危険除去を目的としていても好ましいことではありません。

まずは、現在の所有者（兄の子）に連絡をとり、危険除去の対応を依頼することと、空き家になっている建物の今後について話し合うことが必要と考えます。

なお、危険を除去するための一定の対応を行った後、その建物の管理を業者に委託するのであれば、群馬県では「空き家管理事業者情報提供制度」がありますので、制度に登録されている業者に管理を行ってもらうことは可能です。（有料）